

日進市教育委員会所管施設における新型コロナウイルス感染症対策について

日進市教育委員会

(1) 施設利用料キャンセル対応について

施設利用料については、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する場合は全額返金対応とします。

対象期間：令和2年2月25日から3月31日までの利用分

(2) 日進市教育委員会所管施設

市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、岩崎城歴史記念館、旧市川家住宅、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、総合運動公園、市営グラウンド・テニスコート、学校体育施設スポーツ開放事業で利用する各学校施設